

【資料 4】

令和 6 年 月 日

(名称) 中央市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中央市は平成 18 年 2 月、玉穂町、田富町、豊富村の旧 3 町村が合併し誕生した。玉穂・田富地域と豊富地域は笛吹川で隔てられており、前者は北岸の平坦部にあり、JR の駅や大学病院、ショッピングセンターが集積し、市街化が進んでいる一方で、後者は南岸の山間地であり農村地域となっている。

現在、市内 3 地域には路線バスが運行しているが、行先は甲府駅であり、市内間の連携はとれていないのが実情である。当地域は自動車交通に依存しており、交通弱者の移動手段の確保が急務となっている。玉穂・田富地域にある JR 身延線駅や大学病院、ショッピングセンターは住民生活に密接する重要な施設であり、本市の均衡ある発展のためにはこれら施設への豊富地域からのアクセスする仕組みが必要とされてきた。

こうした中、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき平成 21 年 3 月に「中央市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年 7 月よりコミュニティバスの実証運行を開始、本格運行へと移行した。運行ルートを市内ショッピングセンターや医療機関、市役所等へのアクセスを中心に設定しとことで日常生活における移動手段として高齢者を中心に必要な交通として機能している。

また、本市に所在する JR 身延線東花輪駅、小井川駅の両駅や路線バスの結節点である山梨大学医学部付属病院へ接続させることで「地域内フィーダー系統」として、地域間の公共交通ネットワークを構築し、交通不便の解消を図っている。

このため、地域公共交通確保維持事業により中央市地域公共交通活性化協議会が事業主体として運行しているコミュニティバスを維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要であるが、市の財政負担のみでは維持が困難であり、継続的な地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用により生活交通を確保・維持していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

コミュニティバス

- ・年間利用者数を現状値以上とする。(参考値：10,000 人以上)
- ・運賃収支率を 6.9%以上とする。

【中央市地域公共交通計画 P77、P78 参照】

(2) 事業の効果

公共交通を利用した市内病院、ショッピングセンター、市役所等各施設への移動が可能になり、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保され、併せて、高齢者の外出促進や、買い物等による地域経済の活性化に寄与することも期待できる。

また、JR 駅・路線バスとの接続することにより広域交通の確保が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・系統や便数、運行ダイヤ等の抜本的な見直し（協議会）
- ・転入者に対する時刻表の配布。(中央市)
- ・市内イベントにコミュニティバスを展示し乗り方説明や時刻表などを配布。(中央市)
- ・市内の病院、大型ショッピングセンター、温泉施設など公共施設に時刻表を配布。(中央市)
- ・「家庭の日・青少年を育む日のポスター」特選作品の車内掲示 (中央市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行に係る費用総額約15,000千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・コミュニティバスへの乗り込み調査 等
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費 用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(本格運行 11 年目)

令和 4 年 5 月 31 日

- ・ 令和 4 年度事業計画・予算案について 協議・承認
- ・ 中央市地域公共交通計画の策定について

①策定スケジュール

②策定方法

令和 4 年 6 月 24 日

- ・ 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認
- ・ 中央市地域公共交通計画策定について 協議・承認

①中央市地域公共交通計画策定調査等業務委託の内容検討

令和 4 年 10 月 28 日

- ・ 地域公共交通計画について 協議

①地域特性及び公共交通の現状と課題報告

②事前仮説の検討（公共交通の在り方）

③ニーズ等の把握に要する調査内容の検討

令和 5 年 1 月 11 日（書面開催）

- ・ 令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 協議・承認

令和 5 年 2 月 3 日

- ・ 地域公共交通計画について 協議

①各種調査結果の報告

②調査結果の分析、問題・課題の整理

③事前仮説の検証及び最終仮説の検討

(本格運行 12 年目)

令和 5 年 5 月 26 日

- ・ 令和 5 年度事業計画・予算案について 協議・承認
- ・ 中央市地域公共交通計画の策定について 協議・承認

①中央市地域公共交通計画策定業務委託の内容検討

令和 5 年 6 月 23 日

- ・ 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認
- ・ 地域公共交通計画について 協議

①R4 年度中央市地域公共交通計画策定調査等業務の報告

②中央市地域公共交通計画フレーム（案）

令和 5 年 9 月 13 日（書面開催）

・地域公共交通計画について 協議

①施策・事業（候補案）

令和 5 年 11 月 17 日

・地域公共交通計画について 協議

①計画骨子（案）

②施策・事業（案）

③評価指標（案）と進行管理手法（案）

令和 5 年 12 月 22 日

・地域公共交通計画について 協議・承認

①計画素案（案）

・令和 5 年度地域公共交通確保維持改善計画事業の評価について

（本格運行 13 年目）

令和 6 年 5 月 27 日

・令和 6 年度事業計画・予算案について

・令和 7 年度地域公共交通確保維持改善計画事業（地域内フィーダー系統）の計画について

19. 利用者等の意見の反映状況

コミュニティバスへの乗り込み調査や市民アンケート調査を実施し計画に反映した。
市の窓口及びホームページにて本計画に関する意見を募集した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）

（所 属）

（氏 名）

（電 話）

（e-mail）

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	計画 運行 日数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行 態様 の 別	基準 ハ で 該 当 す る 要 件 (別表7・9)	補助 対 象 地 域 間 幹 線 系 統 等 と 接 続 の 確 保
中央市	山梨交通株式会社	(1) 中央市役所本館→シルクふれんどりい線	中央市役所本館	JR小井川駅・山梨大学医学部附属病院・JR東花輪駅	シルクふれんどりい	往 19.0km 復 18.8km	952回	293日			①	③	
						往 km 復 km	回	日					
						往 km 復 km	回	日					
						往 km 復 km	回	日					
						往 km 復 km	回	日					

(注)

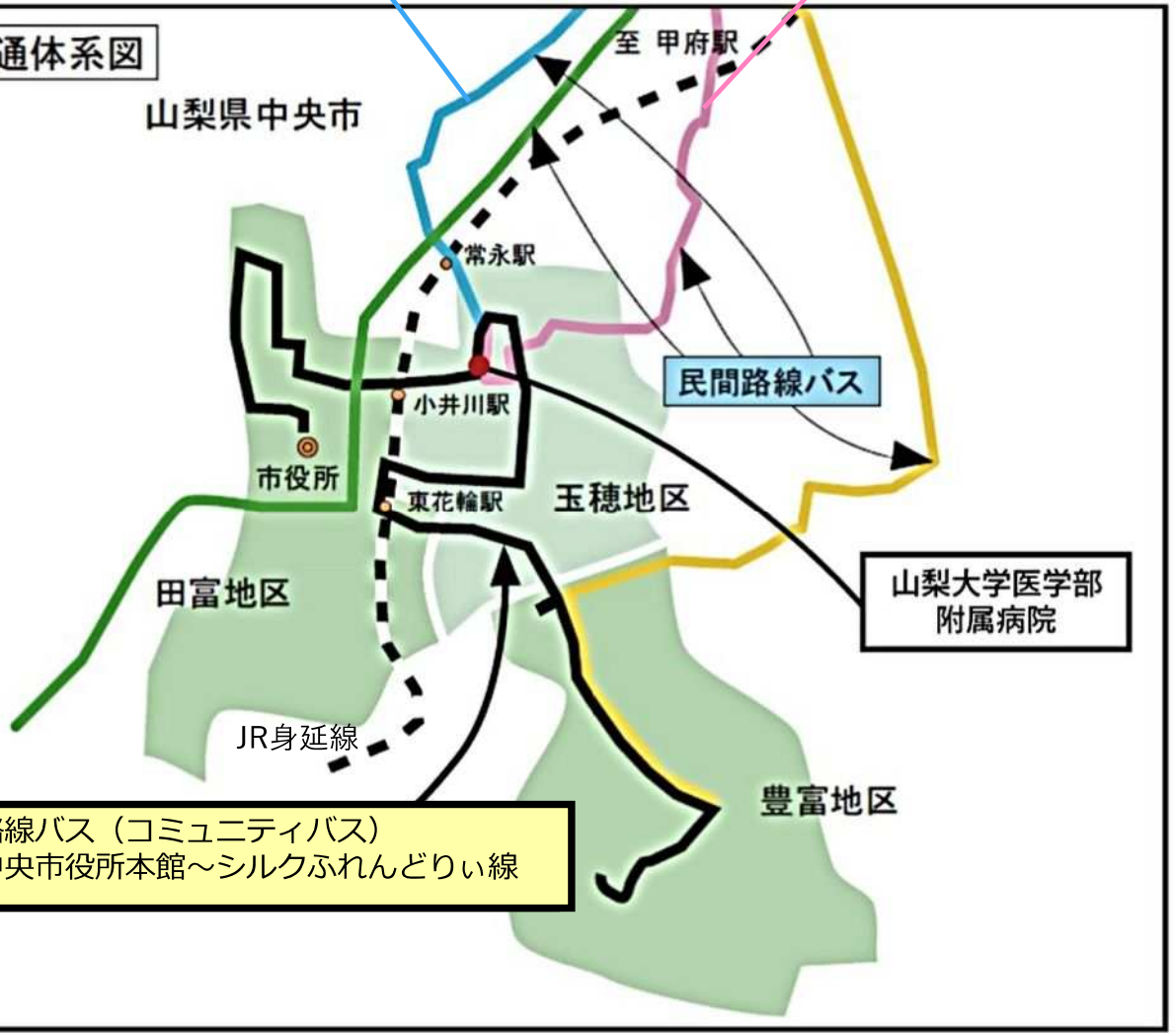
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院線
(地域間幹線系統)

敷島営業所～後屋～山梨医大病院線
(地域間幹線系統)

地域の公共交通体系図

山梨県中央市



路線バス (コミュニティバス)
中央市役所本館～シルクふれんどりい線

山梨大学医学部
附属病院

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中央市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	22,561
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

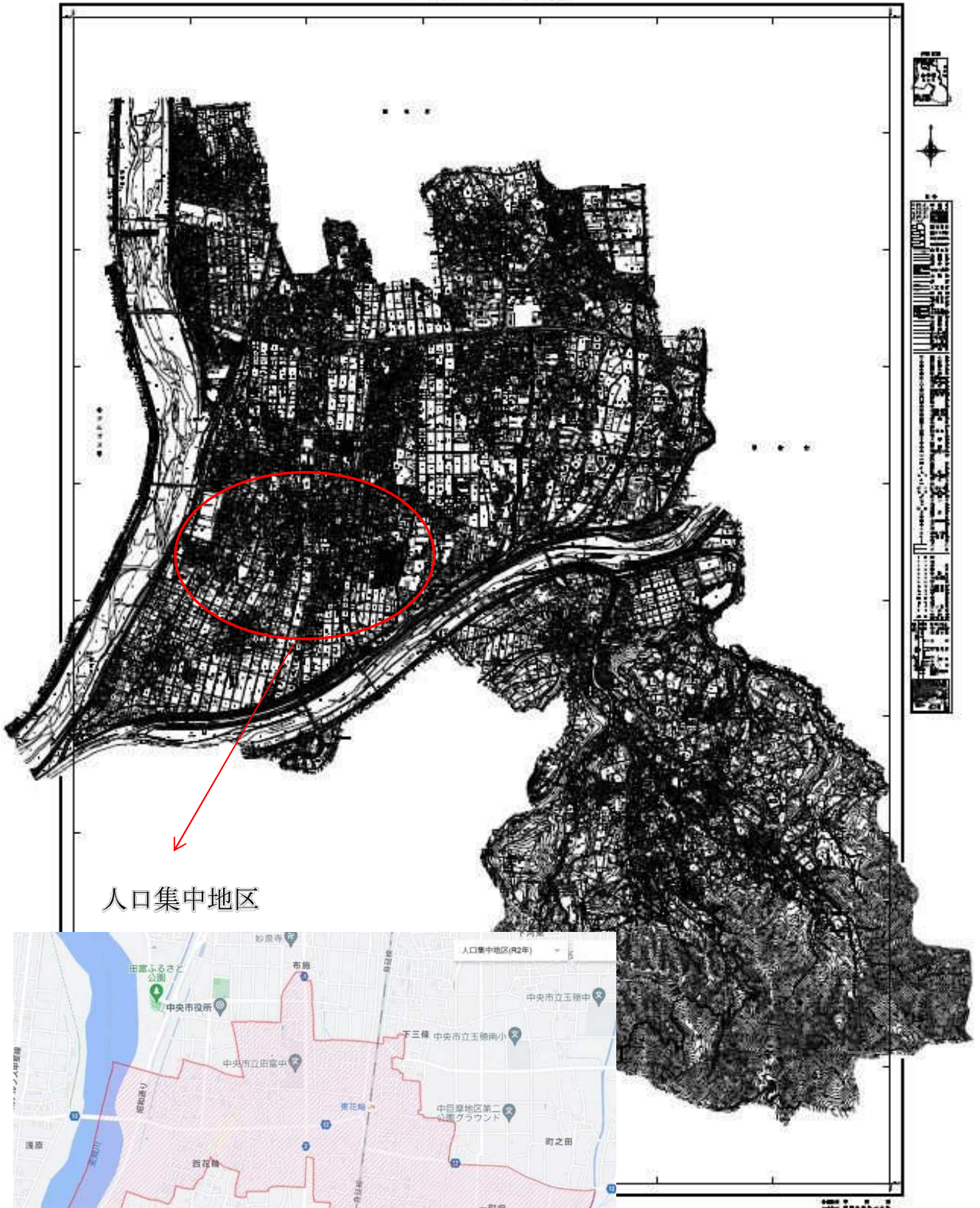
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

中央市全圖



人口集中地区



令和2年国勢調査(総務省統計局)人口集中地区より